組合業務委託細則

(総 則)

第1条 この細則は、港北ニュータウン・メゾンふじのき台団地管理組合規約(以下「規約」という。) 第13条の規定により、組合業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせるに当たって、規約第 70条の規定に基づき、その必要な事項を定めることを目的とする。

(委託業務の範囲)

第 2 条 委託し、または請け負わせる事のできる範囲は、規約第 12 条 (第 8 号を除く) に掲げる業務とする。

(委託等の条件)

第3条 委託または請負(以下「委託等」という。)の細部の条件については、理事会の決議を得て定めるができるものとする。

(契約の締結)

- 第4条 理事長は、委託等の締結が決定され、または変更された時は、予め受託者または請負人(以下「受 託者等」という。)と次に掲げる事項を定めた委託契約または請負契約(以下「委託契約」という。) を締結するものとする。
 - 一 委託等の業務
 - 二 委託等の費用(報酬)およびその支払い方法
 - 三 委託等に関する報告および監査
 - 四 委託等の期間
 - 五 その他契約を締結するために必要な条件

(委託等の公示)

第5条 理事長は、前条により契約を締結した時は、速やかにその旨を広報することにより公示する。

(意見の聴取)

第6条 理事長は、委託をする場合、組合員の意見を聞くことができるものとする。

(付 則)

この細則は、平成元年3月30日から施行する。

(付 則)

この細則は、令和4年5月15日から施行する。